省　令

○財務省令第四十二号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月一日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条見出し中「会計調査官」の下に「及び契約専門官」を加え、同条第一項中「会計調査官」の下に「及び契約専門官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　契約専門官は、命を受けて、会計課の所掌事務のうち契約に関する専門的事項を処理する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十二第四項及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項の規定に基づき、国民年金法施行規則及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民年金法施行規則及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人を指定する省令の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項第九号及び第二項第五号中「社団法人国民健康保険中央会」を「公益社団法人国民健康保険中央会」に改める。

（国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人を指定する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

表中「社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附　則

この省令は公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

規　則

人事院規則九―一二九―一

人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年五月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事院が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第三号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事院が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第四号を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一　前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事院が定めるものに限る。）内において行うもの　四万円

第二条第二項第七号を削り、同項第六号中「千円」を「六百六十円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「一万円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事院が定めるものに限る。）　二万円

三　前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの　一万三千三百円

第二条第四項中「第二項第三号、第五号又は第七号」を「第二項第五号又は第七号」に改める。

附則第二項中「特例」の次に「及び附則第二項から第六項までに規定する第二条の特例」を加え、同項を附則第七項とし、附則第一項の次に次の五項を加える。

（第二条の特例）

2　職員が次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害応急作業等手当を支給する。

一　本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（第二条第一項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

二　本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（第二条第一項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

3　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の作業のうち屋外において行うもの　六千六百円

二　前項第一号の作業のうち屋内において行うもの　千三百三十円

三　前項第二号の作業のうち屋外において行うもの　五千円

四　前項第二号の作業のうち屋内において行うもの　千円

4　同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合又は第二条第二項各号の作業のうち一以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち一以上の作業に従事した場合においては、これらの作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか一の手当、これらの作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

5　前項の規定の適用がある場合であって、第二条第一項の規定により災害応急作業等手当を支給する場合の第二条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「第二条第二項及び附則第四項」とする。

6　第二条第四項の規定は、附則第二項の規定により災害応急作業等手当を支給する場合について準用する。この場合において、第二条第四項中「第二項第五号又は第七号」とあるのは「附則第三項第一号又は第三号」と、「前二項」とあるのは「附則第三項及び第四項」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の規則九―一二九（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十四年四月十六日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第二条第二項第五号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第二条第二